

広労総発 0120 第 1 号  
令和 2 年 1 月 20 日

各事業主団体の長 殿

広島労働局総務部長



労働保険関係手続の電子申請及び口座振替納付について（依頼）

労働保険関係業務については、平素から格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、政府において、「GDP600 兆円経済」の実現に向けた事業者の生産性向上を徹底的に後押しするため、事業者が経済活動を行う際に直面する行政手続コストを 20%削減することを目標として、積極的かつ着実に行政手続の電子化等を進めることとしており、厚生労働省においても、行政手続コスト削減のための基本計画（下記 1）を策定し、労働保険関係手続について、電子申請の利用促進を行政手続コスト削減の最優先施策として掲げ、電子申請の更なる周知啓発等を進めているところです〔当該取組の一環として、令和 2 年 4 月から特定の法人について電子申請が義務化されます（別添リーフレット参照）。〕。

現在、国が行う申請・届出等については、そのほとんどの手続がインターネットを利用して、オンラインで行うこと（電子申請）ができるようになっています。

電子申請を利用することにより、労働局、労働基準監督署へ出向くことなく、夜間・休日についても手続を行うことができ、平成 28 年 1 月からは、事業主の個人のマイナンバーカードに搭載されている電子証明書を用いることも可能となっています。

また、労働保険料等の納付につきましては、口座振替制度を御利用いただくと、金融機関などに出向くことなく、振替手数料を要せず、口座振替によって納付することができます。

つきましては、貴団体会員のうち個別に労働保険関係事務手続きを行っている事業主の皆様へ、労働保険関係手続きの電子申請及び口座振替納付の一層の利用について、別添のリーフレットを活用していただく等し、周知いただきますよう特段の御配慮をお願い申しあげます。



## 1 行政手続コスト削減のための基本計画

下記、厚生労働省ホームページをご参照ください。

厚生労働省 HP トップページ>政策について>分野別の政策一覧>他分野の取り組み>行政手続きの簡素化>基本計画（令和元年6月再改定版） 社会保険に関する手続

## 2 別添リーフレット掲載先

### (1) 電子申請関係

下記、厚生労働省ホームページを御参照ください。

厚生労働省 HP トップページ>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>労働基準>労働保険の適用・徴収>労働保険関係手続の電子申請について

### (2) 口座振替納付関係

「厚生労働省 労働保険 口座振替」で検索してください。また、「口座振替制度についてよくあるお問い合わせ」については、下記、広島労働局ホームページを御参照ください。

広島労働局 HP トップページ>各種法令・制度・手続き>労働保険関係>労働保険について>労働保険の証明願・口座振替等について>労働保険等の納付は、口座振替納付をご利用ください

### (3) 特定法人電子申請義務化関係

下記、広島労働局ホームページを御参照ください。

広島労働局 HP トップページ>各種法令・制度・手続き>労働保険関係>労働保険について>2020年4月から特定の法人について電子申請が義務化されます

担当

広島労働局総務部 労働保険徴収課

広島市中区上八丁堀 6-30

広島合同庁舎 2号館 4F

TEL082-221-9246 FAX082-221-2355